

令和3年4月5日

お客さま各位

静清信用金庫

ローソン銀行とのATM直接提携による「法人キャッシュカード規定」の改定について

ローソン銀行とのATM直接連携の開始にともない法人キャッシュカード規定を改定します。

◆改定日

令和3年5月6日（木）

◆改定の概要

新旧対照表をご覧ください。

以 上



「法人キャッシュカード規定」新旧対照表

(下線は本文の変更箇所、斜体は説明を示す)

改正後 (新)	現行 (旧)
<p>2021年5月6日改定</p> <p>1. この規定の取引に係る契約の成立 (省略)</p> <p>1. の2カードの利用 普通預金(利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下「預金」といいます。)について発行したせいしんキャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。)は、次の場合に利用することができます。</p> <p>①当金庫およびしんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫とゆうちょ銀行およびローソン銀行(以下「提携金庫等」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して預金に預入れをする場合</p> <p>②当金庫および提携金庫等の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合</p> <p>③当金庫および提携金庫等の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合</p> <p>④その他当金庫所定の取引をする場合</p> <p>2. 預金機による預金の預入れ (1) (省略) (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫および提携金庫等所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫および提携金庫等所定の枚数による金額の範囲内とします。</p> <p>3. 支払機による現金の払戻し (1) (省略) (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫および提携金庫等所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫および提携金庫等所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しはカード設定した支払限度額の範囲内とします。</p> <p>(3) 前項にかかわらず、当金庫および提携金庫等の支払機による1日あたりの払戻金額について当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。</p> <p>(4) 当金庫および提携金庫等の支払機による1日あたりの払戻回数について当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>4. (省略)</p> <p>5. 自動機利用手数料等 (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫および提携金庫等所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。</p> <p>(2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする</p>	<p>(追加)</p> <p>1. この規定の取引に係る契約の成立 (省略)</p> <p>1. の2カードの利用 普通預金(利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下「預金」といいます。)について発行したせいしんキャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。)は、次の場合に利用することができます。</p> <p>①当金庫、(追加)しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫、(追加)提携金庫(追加) (以下「提携金庫 (追加)」といいます。)およびゆうちょ銀行の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して預金に預入れをする場合</p> <p>②当金庫、(追加)提携金庫およびゆうちょ銀行の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合</p> <p>③当金庫および提携金庫、(追加)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合</p> <p>④その他当金庫所定の取引をする場合</p> <p>2. 預金機による預金の預入れ (1) (省略) (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫、(追加)提携金庫またはゆうちょ銀行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫、(追加)提携金庫またはゆうちょ銀行所定の枚数による金額の範囲内とします。</p> <p>3. 支払機による現金の払戻し (1) (省略) (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫、(追加)提携金庫またはゆうちょ銀行所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫、(追加)提携金庫またはゆうちょ銀行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しはカード設定した支払限度額の範囲内とします。</p> <p>(3) 前項にかかわらず、当金庫、(追加)提携金庫およびゆうちょ銀行の支払機による1日あたりの払戻金額について当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。</p> <p>(4) 当金庫、(追加)提携金庫およびゆうちょ銀行の支払機による1日あたりの払戻回数について当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>4. (省略)</p> <p>5. 自動機利用手数料等 (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫、(追加)提携金庫およびゆうちょ銀行所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。</p> <p>(2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする</p>

場合には、当金庫および提携金庫等所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。

(3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携金庫等の自動機利用手数料は、当金庫から提携金庫等に支払います。

(4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携金庫等の振込手数料は、当金庫から提携金庫等に支払います。

6. ～7. (省略)

8. カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫または通帳記帳の相互開放提携金庫の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、預入れまたは払戻した金額とは別に、自動機利用手数料金額および振込手数料金額はその合計額をもって通帳に記入します。

9. ～13. (省略)

14. 預金機・支払機・振込機への誤入力等

(1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金庫等の預金機、支払機、(削除)振込機を使用した場合の提携金庫等の責任についても同様とします。

(2) (省略)

15. ～16. (省略)

17. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定 (削除) および振込規定により取扱います。

18. (省略)

F080135 P (2021.05)

場合には、当金庫、(追加)提携金庫およびゆうちょ銀行所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。

(3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携金庫およびゆうちょ銀行の自動機利用手数料は、当金庫から提携金庫およびゆうちょ銀行に支払います。

(4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携金庫およびゆうちょ銀行の振込手数料は、当金庫から提携金庫およびゆうちょ銀行に支払います。

6. ～7. (省略)

8. カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫または提携信用金庫の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、預入れまたは払戻した金額とは別に、自動機利用手数料金額および振込手数料金額はその合計額をもって通帳に記入します。

9. ～13. (省略)

14. 預金機・支払機・振込機への誤入力等

(1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金庫またはゆうちょ銀行の預金機、支払機、提携金庫の振込機を使用した場合の提携金庫またはゆうちょ銀行の責任についても同様とします。

(2) (省略)

15. ～16. (省略)

17. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、無利息型普通預金規定および振込規定により取扱います。

18. (省略)

F080135 P (2020.04)